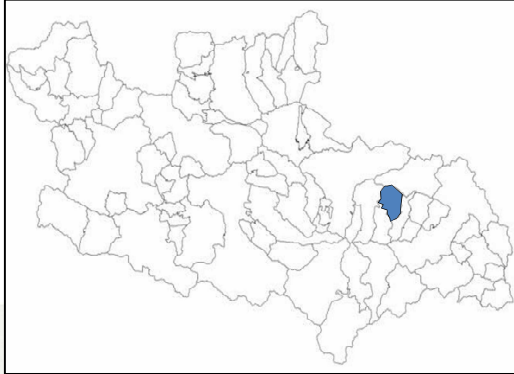


# 中川村森林整備計画

計画期間 自 令和 5年4月 1日  
至 令和15年3月31日

長野 県  
中川 村

市町村位置図



記号

[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]

①	境界線	市界線
②	境界線	町界線
③	境界線	村界線
④	境界線	大字界線
⑤	境界線	支庁界線
⑥	境界線	道界線
⑦	境界線	国界線
⑧	境界線	海外国境線
⑨	境界線	市界線
⑩	境界線	町界線
⑪	境界線	村界線
⑫	境界線	大字界線
⑬	境界線	支庁界線
⑭	境界線	道界線
⑮	境界線	国界線
⑯	境界線	海外国境線

中川村全図



凡例

[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]

中川村

平成二十二年三月

株式会社徳同測量技研院

この図面は地形図等から作成されたもので、正確性を保証するものではありません。また、この図面に記載のない事項については、必ず現地調査を行ってください。

1:30,000

# 目 次

<b>I 基本的事項</b>	頁
1 森林整備の現状と課題 .....	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針.....	6
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方針	
(3) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	8
<b>II 森林の整備</b>	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	
1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	9
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法.....	9
3 その他.....	11
第2 造林	
1 人工造林.....	12
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新.....	13
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	16
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令 の基準.....	16
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他.....	17
(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法	
(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知徹底及び、届出書の計画に基づく適切な実 施への指導の徹底	

第3 間伐及び保育	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	17
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	19
3 その他	19
(1) 間伐を行う際の留意点	
(2) 鳥獣害防止対策	
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他	24
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	24
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	24
第6 森林施業の共同化の促進	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	25
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	26
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	26
3 作業路網の整備	26
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	

第8 その他	
1 林業に従事する者の養成及び確保	28
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	28
(1) 林業機械化の促進方向	
(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
(3) 林業機械化等の促進方策	
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	29

### III 森林の保護

#### 第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	30

#### 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	30
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	31
3 林野火災の予防の方法	31
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31

### IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域	32
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	32
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	32
(1) 整備することが望ましい森林保健施設	
(2) 立木の期待平均樹高	
4 その他	33

### V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成	33
(1) 計画作成にあたり指導すべき事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2 生活環境の整備	34
3 森林整備を通じた地域振興	34
4 森林の総合利用の推進	34
5 住民参加による森林の整備	34
6 森林経営管理制度に基づく事業	34
7 その他必要な事項	34

- (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項
- (2) 森林の巡視に関する事項
- (3) 埋蔵文化財に関する事項

【計画策定の経過】	35
-----------	----

## VI 参考資料

1 人口及び就業構造	36
(1) 年齢層別人口形態	
(2) 産業部門別就業者等	
2 土地利用	36
3 森林転用面積	37
4 森林資源の現況等	37
(1) 在村者・不在村者別私有林面積	
(2) 保有山林面積規模別林家数	
5 林産物の生産概況	37
6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	37

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

#### ◇位置(中川村役場)

東経 137度56分 北緯35度37分 海拔602.0m

#### ◇面積

77.05km<sup>2</sup>(東西15.0km、南北10.0km、周囲41.4km)

#### ◇土地の地目別面積<令和3年1月1日現在>

総土地面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
77.05 k m <sup>2</sup>	4.73 k m <sup>2</sup>	3.97 k m <sup>2</sup>	1.65 k m <sup>2</sup>	15.78 k m <sup>2</sup>	2.93 k m <sup>2</sup>	47.99 k m <sup>2</sup>

令和3年度(2021)中川村村勢要覧 課税台帳登載土地

#### ◇気象 <令和3年>

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
11.7 °C	17.5 °C	7.2 °C	2504.5 mm	2.8 m/s

飯島地域気象観測所

#### ◇地形・地質

中川村は、中央アルプス(木曾山脈)と南アルプス(赤石山脈)に挟まれ、天竜川が南流する信州伊那谷の中ほどにあり、上伊那郡の最南に位置する。天竜川を境に東に竜東南向地区、西に竜西片桐地区とふたつの地区に大別される。北は飯島町と駒ヶ根市、東は大鹿村、そして南から西にかけては松川町にそれぞれ接する。村は丘陵地や扇状地がいたるところに見られ、変化に富んだ地形となっており、地質は花崗岩質で表土はそれが風化した砂壤ローム層になっている。竜東地区は、伊那山地が走り、傾斜地が多く複雑な地形で平坦地が少ない。一方、竜西地区においては、天竜川沿岸とその上段の扇状地に平坦地が多い。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村の総面積は7,705haで、森林面積は5,896haと総面積の77%を占めている。民有林面積は4,967haで、そのうちヒノキ、アカマツ、カラマツを中心とした人工林面積は2,291haであり、人工林率は46%と県の平均を若干下回っている。人工林の齢級は9齢級から13齢級(40年生～65年生)で全体の62%(1,413ha)を占めており、標準伐期齢以上の人工林は1,896ha(83%)である。なお、保安林等制限林の面積は2,503haで民有林の50%を占めている。

【人天別森林資源表】

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積(ha)	2,255.45	35.46	2,290.91	608.53	1,853.83	213.77	2,676.13	2,863.98	1,889.29	213.77	4,967.04
	蓄積(m <sup>3</sup> )	546,961	2,293	549,254	153,577	216,610	0	370,187	700,538	218,903	0	919,441
国有林	面積(ha)	604.00	2.00	606.00	30.00	293.00		323.00	634.00	295.00	0.00	929.00
	蓄積(m <sup>3</sup> )	148,690	2,990	151,680	8,213	77,375		85,588	156,903	80,365	0	237,268
合計	面積(ha)	2,859.45	37.46	2,896.91	638.53	2,146.83	213.77	2,999.13	3,497.98	2,184.29	213.77	5,896.04
	蓄積(m <sup>3</sup> )	695,651	5,283	700,934	161,790	293,985	0	455,775	857,441	299,268	0	1,156,709

長野県民有林の現況 ほか

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含む。

【民有林の樹種別構成表】

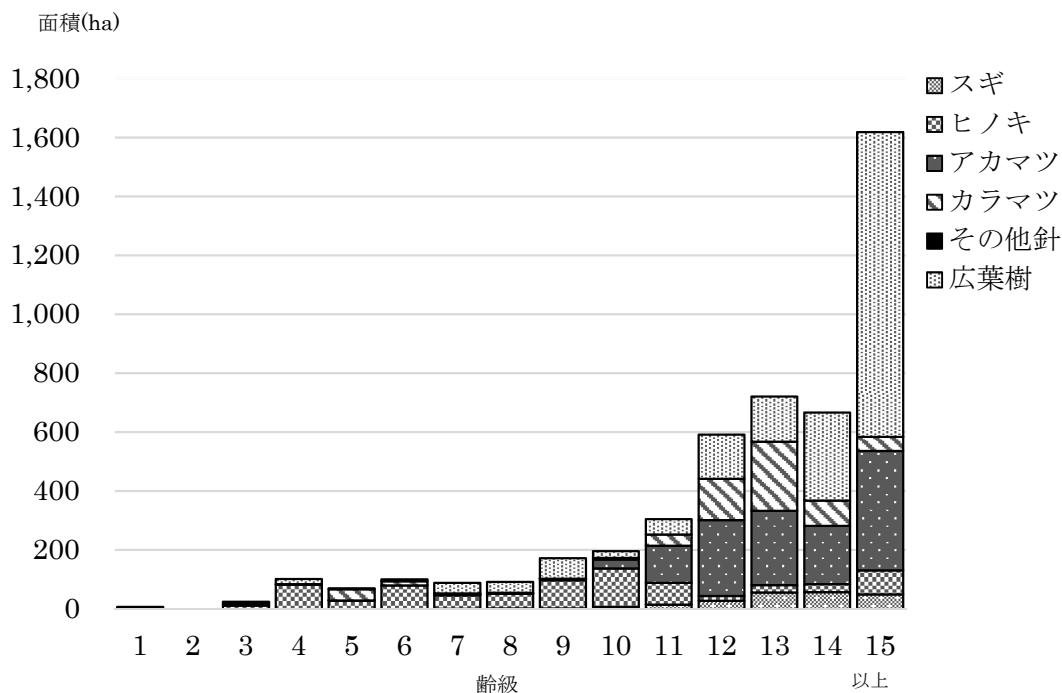
樹種	面積(ha)			蓄積(m <sup>3</sup> )		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	1,278.17	26%	3%	305,591	33%	3%
カラマツ	623.05	13%	1%	160,684	17%	1%
スギ	214.32	4%	2%	75,742	8%	2%
ヒノキ	745.94	15%	2%	157,090	17%	2%
その他針	2.50	0%	0%	1,431	0%	0%
広葉樹	1,889.29	38%	2%	218,903	24%	2%
未立木地等	213.77	4%				
計	4,967.04	100%		919,441	100%	

長野県民有林の現況

注) 「比率」は、村内の森林に占める樹種の割合である。「計画区内比率」は、伊那谷森林計画区内の樹種ごとに占める割合である。



【民有林の樹種及び齢級別構成グラフ】



長野県民有林の現況

② 森林の所有形態

所有形態別の状況は、公有林が13%、私有林が87%となっている。私有林の内訳は、公社等の団体有林が12%、個人有林が69%であり、個人有林の割合が高い。

【民有林の所有形態】

樹種		面積(ha)		蓄積(m <sup>3</sup> )	
			割合		割合
公有林	県	0.00	0%	0	0%
	市町村	610.83	12%	135,908	15%
	財産区	26.12	1%	4,270	0%
	計	636.95	13%	140,178	15%
私有林	集落有林	92.13	2%	17,369	2%
	団体有林	596.41	12%	99,241	11%
	個人有林	3,409.92	69%	625,188	68%
	その他	231.63	5%	37,465	4%
	計	4,330.09	87%	779,263	85%
合計		4,967.04	100%	919,441	100%

長野県民有林の現況

### ③ 林業労働の現状

令和3年度の上伊那地域振興局管内の林業事業体数は 28 事業体で、内訳は森林組合 1 組合、素材生産業が 19 社、その他8社である。総従事者数は、161 名である。

森林組合、素材生産事業体で高性能林業機械の整備を進めている。

当村では、主に上伊那森林組合伊南支所が森林整備を担っている。

#### 【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)	備 考
森林組合	1	27	上伊那森林組合
生産森林組合			
素材生産業	19	93	
製材業			
その他	8	41	
合 計	28	161	

注) 上伊那地域振興局管内全体の数値である。

#### 【林業機械等設置状況】

単位:台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機		12		1	13
モノケーブル					
リモコンウインチ		14		2	16
自走式搬器	1	7		2	10
運材車	2	10	20	2	34
ホイールトラクタ		6		3	9
動力枝打機				3	3
トラック	4	11		1	16
グラップルクレーン		3		8	11
フェラーバンチャ		1			1
スキッド		1			1
プロセッサ	1	9		1	11
グラップルバケット	1	14			15
ハーベスタ	1	5		1	7
フォワーダ	4	9		2	15
タワーヤーダ		1			1
スイングヤーダ		10			10
合 計	14	113	20	26	173

注) 上伊那地域振興局管内全体の数値である。

### ④ 林内路網の整備状況

【路網整備状況(令和3年度末)】

区 分	路 線 数	延 長		密 度
			うち舗装	
林 道	19	51.91km	30.41km	10.50m/ha
森林作業道	40	24.84km	—	5.02m/ha
合計	59	76.75km	30.41km	15.53m/ha

⑤ 保安林の配備状況

民有林に占める保安林の割合は、全体で 45%を占めていて、そのうち、水源かん養保安林が 69%となっている。

【保安林配備状況】

保安林種	面積(ha)	民有林に占める割合
水源かん養保安林	1,522.99	30.7%
土砂流出防備保安林	686.48	13.8%
土砂崩壊防備保安林	10.03	0.2%
防風保安林	3.08	0.0%
水害防備保安林	0.00	0.0%
干害防備保安林	0.00	0.0%
落石防備保安林	0.00	0.0%
保健保安林	0.00	0.0%
風致保安林	0.00	0.0%
合 計	2,222.58	44.7%

長野県民有林の現況

⑥ 地域の取り組み状況

集落有林や団体有林については、各集落・区の住民により、大規模ではないものの、定期的に整備を継続している。また、個人有林については、複数の地域住民による団体により、下草刈りや作業道の補修、間伐、薪づくり、放置竹林整備などが進められている。

(3) 森林・林業の課題

近年、森林に対しては林業生産のみならず野生鳥獣との共生が求められている他、地球温暖化防止につながる二酸化炭素の吸収源としての役割や森林の持つ癒し機能にも注目が集まるなど、様々な役割が求められている。また、村の上水道はその大部分を村内の水源で賄っており、水源涵養としての山作りも重要となっている。

これらの多面的機能を考慮した積極的な森林整備が必要とされているが、林業の採算性の悪化や担い手の減少、エネルギーとしての木材利用の減少などにより、森林と人との多様な結びつきが途切れ、間伐等の手入れが十分行われずに森林の荒廃が進んでいる。あわせ

平成7年に村内で初めて発見されたマツ材線虫病(松くい虫被害)の被害は平成17年をピークに減少し、近年は横ばいではあるものの、依然として発生し続けている。さらに、ニホンジカをはじめとする野生鳥獣による森林被害が四徳地区を中心に発生している。このような状況の中、特に小規模で分散している個人有林の整備の遅れが目立っており、こうした森林づたいに移動するニホンザルによる農作物被害も散発している。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

<p>[<sup>かん</sup>水源涵養機能]</p> <p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>
<p>[山地災害防止機能／土壌保全機能]</p> <p>下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>[快適環境形成機能]</p> <p>大気浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p>
<p>[保健・レクリエーション機能]</p> <p>原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[文化機能]</p> <p>街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[木材等生産機能]</p> <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用価値が高い樹木の良好な生育が期待でき、二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林、及びマツタケ等の特用林産物の生産に適した森林</p>

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方針

#### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

#### イ 森林施業の推進方針

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本

とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

(ア) 水源涵養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じ天然力も活用した施業も推進する。さらにダム等の利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

森林施業に当たっては、長伐期施業(高齢林の森林)や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進する。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進める。

(ウ) 快適環境形成機能森林

森林施業に当たっては、地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。

(エ) 保健・レクリエーション機能森林

森林施業に当たっては、立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

(オ) 文化機能森林

森林施業に当たっては、史跡、名勝地と一帯となり優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進する。

(カ) 木材等生産機能森林

森林施業に当たっては、木材等の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、需要に応えた樹種、径級の林木等を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の整備を推進する。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方針を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

(ア) 村内の里山地域においては、景観の維持向上を図り、地域住民の憩いの場ともなるよう、健全な森林の育成や竹林の整備を進めるとともに歩道等の整備を促進する。

(イ) 大草地区の陣馬形山周辺の森林は村の重要な水源林であり、また黒牛山周辺の森林は急傾斜地が多いことから、これらの森林は特に適切な管理が求められているため、皆伐施業を禁止するなどしていく。

(ウ) 小渋ダム上流域の森林の内、急傾斜地の多い四徳川流域の森林については、長伐期施業や複層林施業を推進する。

(エ) 松くい虫被害は四徳地区を除く全域に広がっているが、これらの対策として居住地森林内の道路の沿線で防災・景観等に配慮した森林整備を行うとともに、樹種転換などを進める。

(オ) 土砂崩壊防備等の保安林をはじめとする防災上で重要な森林については、治山事業による森林整備や治山施設の設置により山地災害の防止、軽減を図る。

(3) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、国土保全の確保と地域林業の質的向上に重点をおいて、下記に取り組む、均衡のとれた健全な林分造成を目指すものとする。

ア 森林経営管理制度に関する取り組みとして、森林整備を推進する。

イ 公益的機能を発揮する森林は保育施業の適期実施と長伐期指向による大径材の生産を推進する。

ウ 木材生産を進める森林は、本村の森林資源を有効利用する観点から、森林経営計画の作成を支援し、近隣の大型製材工場や地域の製材工場をはじめとする地域材消費者への丸太の安定供給を図り、適正な森林作業道の設置による搬出間伐を主体とした計画的な森林施業の実施を支援する。

エ 中川村木質バイオマス活用構想(平成28年3月策定)に基づき、村内森林資源の最大限の活用を図り、それから生み出される森林バイオマスの活用により地域経済循環への環流を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

中部森林管理局南信森林管理署、長野県、中川村、森林所有者、上伊那森林組合間で相互に連絡を図り、上伊那林業振興協議会の方針の下に、森林経営管理制度を推進する中で、森林施業の共同化、後継者育成、木材流通・加工体制の整備など長期目標に立った諸施策の実施を推進する。

## II 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定める。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとする。

#### 【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。
択伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。</li> <li>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。</li> <li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。</li> <li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> </ul>
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</li> <li>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</li> <li>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木の樹高が20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。</li> <li>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</li> <li>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。  河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地  人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</li> </ul>
択 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</li> <li>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</li> <li>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</li> </ul>



なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

#### 【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は、地域振興局、市町村認定は村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。)

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

### 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとする。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### (1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

#### (2) 方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員等とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	

アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗については特にコスト削減の取組とコンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。  
育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

## イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

## 2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### (1) 対象樹種

#### 【天然下種更新樹種一覧表】

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)
イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)
イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)	ミズナラ(ブナ科)
アベマキ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	エゾエノキ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)

フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
ヤマザクラ(バラ科)	カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)
ミヤマザクラ(バラ科)	ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)	ウリハダカエデ(カエデ科)
オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)	コミネカエデ(カエデ科)
トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)	ナツツバキ(ツバキ科)
ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)
ミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)	オオバアサガラ(エゴノキ科)
コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	モミ(マツ科)
ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)	オオシラビソ(マツ科)
トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	コウヤマキ(コウヤマキ科)	ヒノキ(ヒノキ科)
サワラ(ヒノキ科)	アスナロ(ヒノキ科)	ネズコ(ヒノキ科)
ネズミサシ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考)

### 【ぼう芽更新樹種一覧表】

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するお おむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう 芽 更 新 樹 種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月 林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考)

## (2) 方法

### ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方法	内容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行う。(必要な場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。)

#### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とする。

##### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定する。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置する。

##### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。

なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とする。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。(また、調査位置は、GPS を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することとする。)

なお、調査記録は、永年保存する。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表3-13を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに再度判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

- (1) 「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
5に、8に・ほ、36い、38ろ〜へ、41は、63は、64い〜ほ、65い	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとする。

5 その他

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽し、里山地域においては景観等にも配慮した樹種とする。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知徹底及び、届出書の計画に基づく適切な実施への指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図る。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)		-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)
ヒノキ	標準	3,000	22	31	47	67	-

(地位級Ⅳ)			(26%)	(25%)	(33%)	(20%)	
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-

注) ()内は、本数間伐率である。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものである。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

また、本村は、人工林率は県平均を下回っているが、11 齢級から 15 齢級の人工林の林分が多くを占めており、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとする。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、



二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする事。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに 必要な 回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合には、実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に 応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとする。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行う。

(2) 鳥獣害防止対策

野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

#### 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定する。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定する。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源涵養機能維持増進森林

###### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定める。

###### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

###### (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表2に定める。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行う。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

**【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】**

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定める。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおり。

**【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】**

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとする。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

施業種		施業の方法
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。
間 伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	5に、8と、9は、25へ・と、26い〜に、27い〜と、28い〜ほ、30ろ、31い・に・ほ、32い・ろ・に・ほ、33い・に、34い、35ろ、36い・は・に、37い〜は・へ・と、38い・ろ・へ、40い、41い〜に、42い〜ほ、44い・は〜ほ、45い・ろ・ほ、50ほ〜と・り・ぬ、52ほ・ち、63ほ・へ、64い〜に、65い・ろ、67い・ろ	1,168.37
	長伐期施業を推進すべき森林	8ほ、9へ、10り、64は	118.07

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)	
全機能維持増進森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	5に、50ち・り、52ろ、54に・ち、55ほ、56ろ、68は、69を、70い・ほ、71い・ろ、72わ	148.13	
	長伐期施業を推進すべき森林	9は・に、28ほ、29い・ろ、36い、37は・ほ〜と、38い〜ち、39い〜に、40い〜へ、41は、51い・ろ・に、52に・ち	511.23	
増進森林	保健文化維持	択伐による複層林施業を推進すべき森林	54ち、55ほ、56ろ、64ろ〜に	142.76

【別表3】

区 分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		皆 伐	2 ろ・は・ほ、3 い・ろ、4 は、5 い〜へ、6 い〜へ、7 い〜ほ、8 い〜へ、9 い〜へ、10 い〜り、11 い〜へ、12 い〜ほ、13 い〜へ、14 い〜と、15 い〜ほ、16 い〜ぬ、17 い〜ち、18 い〜ち、19 い〜る、20 い〜り、21 い〜ほ、22 い〜へ、23 い〜へ、24 い〜へ、25 い〜と、26 い〜に、27 い〜と、28 い〜ほ、29 い〜ほ、30 い〜に、31 い〜に、32 い〜ほ、33 い〜に、34 い〜ほ、35 い〜に、36 い〜に、37 い〜と、38 い〜ち、39 い〜ほ、40 い〜へ、41 い〜に、42 い〜へ、43 い、43 ろ〜と、44 い〜ほ、45 い〜と、46 い〜は、47 い〜へ、48 い〜ほ、49 い〜ほ、50 い〜り、51 い・は、52 い〜に・へ、53 い〜ほ、54 い〜と、55 い〜に、56 い〜ほ、57 い〜ほ、58 い〜に、59 い〜へ、60 い〜に、61 い〜と、62 い〜ぬ、63 い〜に・と〜を、64 ろ・は・ほ、66 い〜は、68 い〜ぬ、69 い〜を、70 い〜ほ、71 い〜は、72 い〜わ	44411. 17
	特に効率的な施業が可能な区域	皆 伐  ※人工林については、原則として主伐後には植栽による更新を行うこと	2 ろ・は・ほ、3 い・ろ、4 は、5 い・ろ・は・ほ・へ、6 い〜へ、7 ほ、8 ろ・は、9 い・ろ、11 ろ・に、12 い・ろ・に、13 ろ、14 へ〜と、15 い・ろ・は、16 ほ、18 へ・ち、19 ほ、22 ろ、23 は・に・ほ・へ、24 ろ・は・に、30 い、32 ほ、34 ろ、35 は・に、36 ろ、37 い・ろ・に、39 ほ、53 は、59 に・へ、60 は・に、63 ろ〜を、68 ろ・り、70 ろ・は、72 わ	768. 97
	かん 水源涵養	伐期の延長	5 に、8 と、9 は、25 へ〜と、26 い〜に、27 い〜と、28 い〜ほ、30 ろ、31 い・に・ほ、32 い・ろ・に・ほ、33 い・に、34 い、35 ろ、36 い・は・に、37 い〜は・へ〜と、38 い・ろ・へ、40 い、41 い〜に、42 い〜ほ、44 い・は・に・ほ、45 い・ろ・ほ、50 ほ〜と・り・ぬ、52 ほ・ち、63 ほ・へ、64 い・ろ・に・ほ、65 い・ろ、67 い・ろ	1199. 69
	山地災害防止 /土壌保全	択伐による複層林施業	5 に、50 ち・り、52 ろ、54 に・ち、55 ほ、56 ろ、68 は、69 を、70 い・ほ、71 い・ろ、72 わ	148. 13
		長伐期施業	9 は・に、28 ほ、29 い・ろ、36 い、37 は・ほ・へ〜と、38 い〜ち、39 い〜に、40 い〜へ、41 は、51 い・ろ・に、52 に	477. 80
保健文化	択伐による複層林施業 長伐期施業	54 ち、55 ほ、56 ろ、64 ろ〜に	142. 76	

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

今後、施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行う。

- ① 森林整備協定を実践しているグループ等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図る。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記グループ等の情報提供を行う。

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村における森林の所有規模は5ha未滿の零細規模が多く、また、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっている。

このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、不在村又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と意欲ある森林組合等林業事業者との森林経営計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域単位に組織された区や地区等を活用し、森林組合等林業事業者、NPO 法人、林業普及指導員、地域指導者等と連携を図りながら、森林経営計画による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者の理解を深めるため、地区単位の懇談会の開催など普及啓発活動を展開する。

また、森林組合等林業事業者へは森林経営計画の受委託に必要な森林情報の提供及び助言などを行うとともに、経営規模拡大を促進し、林業事業者の基盤の強化を図っていく。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業者との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知する。
- (2) 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知する。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、林業採算性がとれない、かつ災害防止等の必要性が高い森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、村森林経営管理事業を実施することにより、適切

な森林の経営管理を推進する。

- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を進めるため、共同して森林経営計画を作成することを促進する。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、効率化を図り、民国連携による森林施業の共同化を推進する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- (1) 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかける。
- (2) 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- (3) 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかける。
- (4) 特に不在村森林所有者が多い四徳地区及び大草東山・滝沢地区については、森林組合への信託方式や林業公社等への分収方式を継続していく。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこと。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導する。
- (2) 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導する。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

#### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進する。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年4月 1日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年4月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知



イ 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (字、林班)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ年の計画 箇所及び延長(m)	備考	対図番号
開設 (新設)	自動車道	林道	大草	長岩	500	107	500		⑥
			四徳	東山	2,000	206			⑳
			四徳	ハンノイ	2,000	144			⑧
開設 (改築)	自動車道	林道	大草	中組大嶺	3,000	60			⑭
拡張 (改良)	自動車道	林道	大草	陣馬形	[17] 1,650	1,885		法面保全	①
			大草～四徳	黒牛折草峠	[4] 120	650		法面保全	⑮
			大草	銭峯	[2] 300	124	300	法面保全	④
			大草	沢入	[2] 60	87		法面保全	⑤
			大草	長岩	[3] 90	107		法面保全	⑥
			飯島町 七久保	宮ノ沢	[4] 130	155	60	法面保全 局部改良 (橋)	⑪
			飯島町 七久保	座禅洞	[3] 100	47	50	法面保全	⑫
			四徳	四徳東	[3] 100	251		法面保全	⑯
			四徳	小河内	[2] 60	151	30	法面保全	⑨
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大草	陣馬形	3,200	1,885	3,461	大草	①
			大草～ 四徳	黒牛折草峠	3,800	650	2,385	大草～ 四徳	⑮
			飯島町 七久保	宮ノ沢	1,000	155	155		⑪

注) 別添「基幹路網の整備計画」図との対図番号である。

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め林道台帳等を作成して管理する。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台

帳等に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

## (2) 細部路網

### ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 林整第 656 号 林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号 林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号 林務部長通知

### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

現在、村内の林業従事者は極めて少数であることから、林業従事者の増加を図るため地域おこし協力隊の制度等の活用により、新たな担い手確保に努める。

また、林業従事者の技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進する。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

#### (1) 林業機械化の促進方向

林業就労者の減少傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件に対応した作業システムや技術の導入は重要な課題である。

引き続き団地化の取り組みを進めるとともに作業道などの路網を整備しながら、林業機械を有効に活用した作業システムを構築し「収入間伐」につながる施業を推進する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状(参考)		将来	
伐倒 造林 集材	村内一円	チェーンソー	伐倒	チェーンソー	伐倒
		↓		↓	
		ウインチ付きグラブ	集材	ウインチ付きグラブ タワーヤーダ	集材
		↓		↓	
		チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	造材	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	造材
		↓		↓	
		フォワーダ	運材	フォワーダ	運材
造林 保育等	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機		チェーンソー 刈払機	
	枝打	枝打ち機		枝打ち機	

(3) 林業機械化等の促進方策

- ア 森林組合によるタワーヤーダ、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- イ 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化
- ウ 間伐の早急な実施を推進するため森林組合の林内作業車、架線系集材機等の導入
- エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的参加等

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

森林資源の成熟にともない、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されている。

また、中川村木質バイオマス活用構想に基づき、村内施設へ薪ボイラーを導入し、薪を集積・作成する土場を設置している。

特用林産物は、ブナシメジを中心にシイタケ、エノキダケ、ナメコ等が栽培されており、資本回収期間の長い林業においては毎年収入を得られる貴重な品目となっている。

## III 森林の保護

### 第1 鳥獣害の防止

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表 4 に定める。

##### (2) 鳥獣害の防止方法

四徳地区を中心に発生しているニホンジカをはじめとする野生鳥獣による森林被害について

は、防護柵の設置や忌避剤の塗布等の被害防止対策に加え、「棲み分けによる人と野生鳥獣の共存」を目指してエサとなる広葉樹などによる造林を行い、さらに、中川村猟友会と連携して加害個体の排除を進めてきた。シカの生息範囲の拡大、生息数の増大の懸念が完全に解消された訳ではないが、近年は被害の拡大は抑えられている。また、貴重な動植物の保護に留意して森林整備等を進めるとともに、広葉樹の誘導・育成、針広混交林の導入等を通じ、野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを進める。

## 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行う。

【別表 4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	3、4、5、6、7、8、 9、10、11、12、13、14、 15、16、17、19、20、21、 22、23、24、25、26、27、 28、29、30、31、38、39、 40、41、42、43、44、45、 46、47、64、65、66	2,928.58

## 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林の病虫害対策については、国・県及び研究機関の指導協力を得ながらその防除に努める。

#### (1) 松くい虫の被害防止

松くい虫被害は、近年横ばい状態ではあるが依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。被害状況を早期に把握し、居住地森林内の道路の沿線で防災・景観等に配慮しながら守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じる。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」により実施する。

#### (2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図る。

なお、令和2年度に村内の一部森林で被害が認められたため、今後被害の動向に注意し、必

要な防除対策を実施していくこととする。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が開鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努める。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定する。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努める。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努める。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施する。

3 林野火災の予防の方法

森林内の作業者や入山者、森林所有者等に啓発活動を行うとともに、森林パトロールの実施等森林の保全管理体制の強化により、火災の未然防止、火災の早期発見に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき、村長の許可を受けて実施しなければならない。村は、中川村火入れに関する条例により、下記の事項等を審査した上で許可の可否を判断する。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)
許可条件	期間(7日以内) 面積(1 件当たり5ha を超えない) 従事者(1ha まで 15 人以上) ※ 1ha を超える場合は、超える部分の面積1ha あたり5人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う7日前までに産業振興課耕地林務係に必要な書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図(ないときは担当に相談) ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

## IV 森林の保健機能の増進

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	未立木地	その他	
小 渋	54-ち、55-ほ、 56-ろ	20.81	1.79	17.54	0.93	0.55	県立公園 第3種 28.53ha
陣馬形	64-ろ、は、に	121.95	82.45	22.59	15.31	1.60	

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間 伐	単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。			
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。				

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 整備することが望ましい森林保健施設

施 設 の 整 備
キャンプ場、遊歩道等の既存施設の管理

## (2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
アカマツ	18m	
スギ	18m	
カラマツ	18m	
その他	14m	

## 4 その他

本村には、県立公園等、地域住民の保健・教育的利用に供される森林が存在し、本計画の保健機能森林として指定されているため、原則として皆伐を行わず、村及び地域住民の意向に沿った多種多様な森林づくりを行う。

# V その他森林の整備に必要な事項

## 1 森林経営計画の作成

### (1) 計画策定にあたり指導すべき事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導することとする。なお、森林経営計画の作成は、地域で取組む林業経営団地など、積極的に木材生産を行う森林において進める。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

### (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
大草北	1～11, 63	989.70
大草南	12～19, 22, 62	652.69
桑原	20, 21, 23, 24, 47～55, 66, 67	995.26
四徳	25～46, 64, 65	1,722.27
片桐・葛島	56～61, 68～72	607.12

## 2 生活環境の整備

林業に従事する UJI ターン者などが地域に定住するために、空き家情報の提供などを行う。

## 3 森林整備を通じた地域振興

地域材や地域の特産林産物、林業にかかわる伝統技術等、地域の森林資源を活用した地域活性化の方策について検討を進める。

## 4 森林の総合利用の推進

森林の持つ多面的機能の中で、近年は森林の持つ癒し機能といった保健休養機能が重視されてきている。このことから、四徳森林体験館や陣馬形山を中心として周辺の森林を整備し、住民の憩いの場となるような森林づくりを進める。

## 5 住民参加による森林の整備

平成 15 年度から実施している陣馬形山頂周辺の村の植樹祭・育樹祭を契機とした森林整備による「陣馬形の森整備」については、住民参加による活動として引き続き実施する。また、区有林などの森林は地域住民により定期的の下刈、枝打ちなどの作業が行われており、今後も森林整備がされるよう取り組みを支援する。

青少年に対しては、みどりの少年団や学校林での活動を通じて、自然の大切さや森林への理解を育む活動を進める。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて村森林経営管理事業を計画、実施する。

## 7 その他必要な事項

### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

### (2) 森林の巡視に関する事項

森林の無許可、無届の伐採や土地の形質変更の確認、山火事の予防啓発、災害の早期発見、林産物の盗採の防止などのため森林巡視員を設置する。

### (3) 埋蔵文化財に関する事項

埋蔵文化財包蔵地については、別添図面のとおりとし、手続きについては、教育委員会に届け出るよう指導する。



## 【計画策定の経過】

### 1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和5年2月	計画書案の送付による	南信森林管理署
令和5年2月22日		中川村林業振興審議会

### 2 公告・縦覧期間

令和5年1月25日 ～ 令和5年2月24日

### 3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業振興課	課長	宮崎 朋実	
産業振興課耕地林務係	係長	片桐 開	
〃	主任	中嶋 和哉	
〃	地域林政アドバイザー	森 昭人	

### 4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
上伊那地域振興局	林務課普及係	担当係長	熊谷 和広	林業普及指導員
〃	〃	主任森林経営専門技術員	百瀬 浩行	〃

### 5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
広報掲載	令和5年4月	

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

実数 (人)	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	5,074	2,433	2,641	646	338	308	674	334	340	780	393	387	1,438	706	732	1,536	662	874
	H27	4,850	2,300	2,550	649	308	341	524	265	259	781	390	391	1,278	627	651	1,618	710	908
	R2	4,651	2,189	2,462	609	287	322	483	231	252	707	355	352	1,175	579	596	1,677	737	940
構成比	H22	100%	48%	52%	13%	7%	6%	14%	7%	7%	15%	7%	8%	28%	14%	14%	30%	13%	17%
	H27	100%	47%	53%	13%	6%	7%	10%	5%	5%	16%	8%	8%	26%	13%	13%	34%	15%	19%
	R2	100%	47%	53%	13%	6%	7%	10%	5%	5%	16%	8%	8%	25%	12%	13%	36%	16%	20%

(出典:平成 22、27、令和2年国勢調査)

#### (2) 産業部門別就業者数等

実数 (人)	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	H22	2,858	682	11	0	693	947	1,218
	H27	2,816	619	9	0	628	914	1,274
	R2	2,681	561	8	0	569	865	1,247
構成比	H22	100%	23.9%	0.4%	0.0%	24.3%	33.1%	42.6%
	H27	100%	22.0%	0.3%	0.0%	22.3%	32.5%	45.2%
	R2	100%	20.9%	0.3%	0.0%	21.2%	32.3%	46.5%

(出典:平成 22、27、令和2年国勢調査)

### 2 土地利用

実数 (ha)	年次	総数	耕地面積				林野面積			その他面積
			田	畑	樹園地	計	森林	草地	計	
実数 (ha)	H21	7,705	307	106	127	540	5,753	16	5,769	1,396
	H26	7,705	285	86	138	509	5,853	16	5,869	1,327
	R1	7,705	246	90	97	433	5,850	15	5,865	1,406
構成比	H21	100%	4.0%	1.4%	1.6%	7.0%	74.7%	0.2%	74.9%	18.1%
	H26	100%	3.7%	1.1%	1.8%	6.6%	76.0%	0.2%	76.2%	17.2%
	R1	100%	3.2%	1.2%	1.3%	5.7%	75.9%	0.2%	76.1%	18.2%

(出典:平成 21、26、令和元年農林業センサス)

### 3 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H27	0.52ha	0.52ha	ha	ha	ha	ha	ha
H28	0.14ha	ha	ha	ha	ha	0.14ha	ha

(出典:上伊那地域振興局 林地開発等定期報告、森林計画業務報告)

### 4 森林資源の現況等

所有形態別

#### (1) 在村者・不在村者別私有林面積

	年次	私有林合計 (ha)	在村者面積 (ha)	不在村者面積 (ha)		
				計	県内	県外
実数	R3	4,231.00	1,734.25	2,496.75	2,009.77	486.98
構成比	R3	100%	41%	59% (100%)	48% (80%)	11% (20%)

(出典:令和4年9月森林簿データ)

#### (2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～1ha	650	10～20ha	46	50～100ha	4	
1～5ha	456	20～30ha	7	100～500ha	3	
5～10ha	129	30～50ha	6	500ha 以上	1	
					総数	1,302

(出典:令和4年度森林簿データ)

### 5 林産物の生産概況

※上伊那地域振興局管内

種類	素材	パルプ・チップ	苗木	ナメコ
生産量	39,806m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	23,700本	1,265.3t

(出典:H29 長野県木材統計、H30 得苗成績報告、H29 特用林産物生産統計調査)

### 6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
		未設定	